

令和6年度 芦ヶ崎小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「津南町立芦ヶ崎小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

新潟県いじめ防止基本方針の改定（令和3年7月）に基づき、一部加筆修正する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめ及びいじめ類似行為に対する基本的な考え方

① いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する（「法」第2条より）

①-1 いじめ類似行為の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものと定義する

※具体例：インターネット上で悪口を書かれた被害児童生徒がそのことを知らずにいる場合（知った知らずにかかわらず書き込んだ行為）

※以下、いじめとは、いじめ及びいじめ類似行為と読み替える。

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。指導に当たっては、いじめという言葉を使わずに指導も可能とする。

③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・児童対象の「心のアンケート」調査（4月、6月、9月、11月、2月）
 - ・「心のアンケート」を受けての児童対象の教育相談
 - ・保護者対象のいじめアンケート調査（随時）

イ いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや町教育委員会すこやか訪問相談員と直接的な連携を図る。

ウ いじめの防止等のための対策のための教職員の資質向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2)-1 いじめ防止等のために津南町が実施する対策

① 津南町いじめ等に関する調査委員会の設置

- 学校から教育委員会に連絡をし、第三者による調査委員会を立ち上げ、客観的に調査を進める。

② 津南町教育委員会として実施する基本的施策

- 児童生徒の個別端末機への対応と措置を行う。（GIGAスクール対応）

(2)-2 いじめ防止等の対策のための校内組織の設置

① 設置の目的

- 法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ対策委員会」を設置する。

② 構成員

- 校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、町教育委員会すこやか訪問相談員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者

③ 役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

- イ いじめの相談・通報の窓口となる。

（教委や外部関係者との交渉は、教頭、特別支援教育コーディネーターが行う。）

- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 取組

- ア いじめの早期発見に関する事（アンケート調査、教育相談等）。

- イ いじめの未然防止に関する事。（縦割り班活動による絆づくり）

- ウ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること。

エ いじめの発生時の対応に関すること。(不安を取り除くための居場所づくり等)
オ 会議は定例会を月1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導とその保護者への助言と学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに關係する保護者に關係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、課外活動等において關係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに關係する児童と保護者にかかる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど重大事案については、町教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や町教育委員会が重大事態と判断する場合。

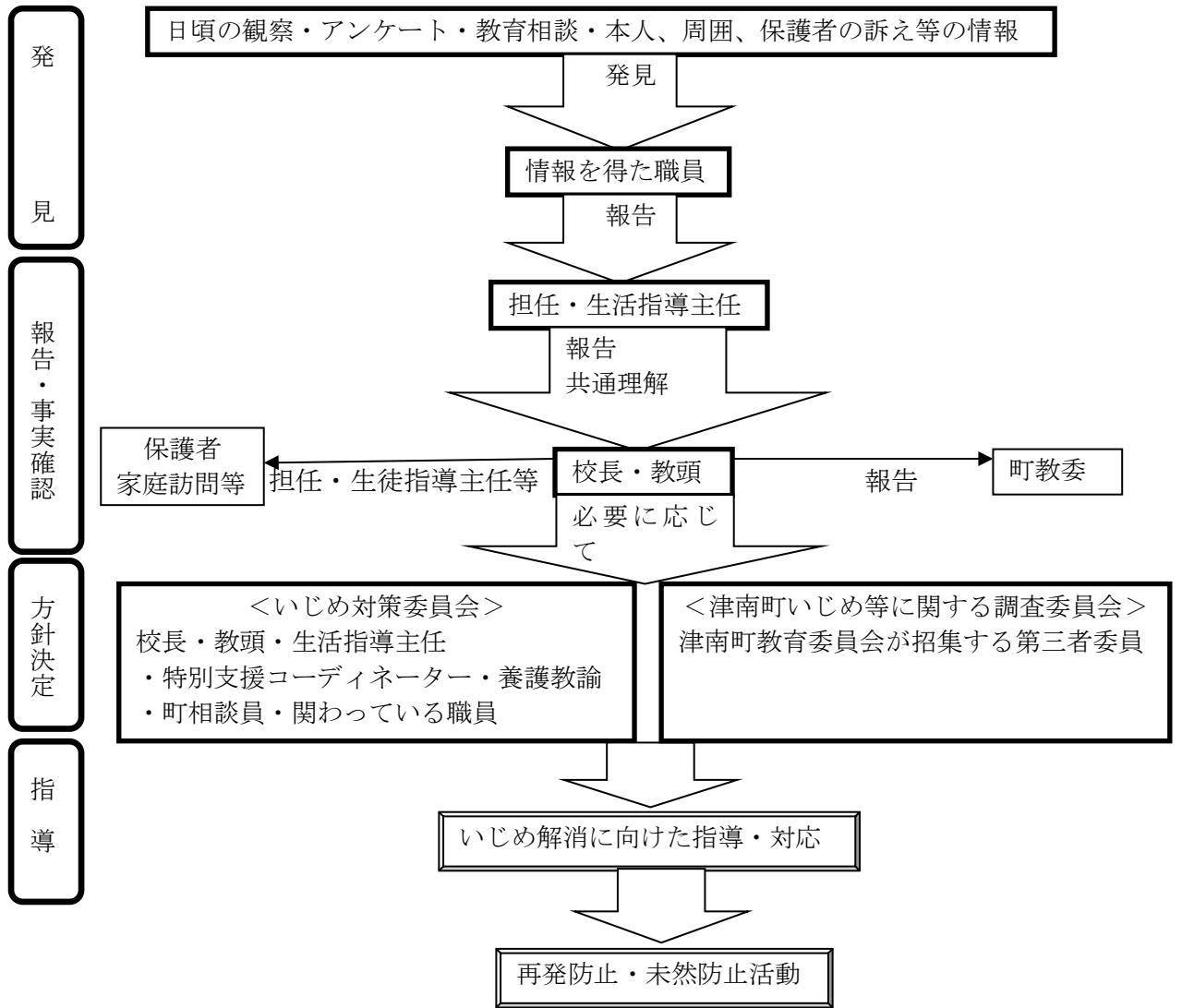
(2) 重大事態発生時の対応

町教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
 - イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を町教育委員会に報告する。
- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応
設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。



4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童対象	保護者・地域住民 対象
4	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○いじめ・不登校対策委員会の開催（通年：月1回を基本） ○月の生活目標での取組 ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育の充実（通年） ○学級等組織とルールづくり ○縦割り活動の充実、あいさつ運動（通年） ○心のアンケート① ○教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策の説明 ○いじめ見逃しがゼロ県民運動（通年） ○あいさつ運動（通年） ○P T A活動の充実（通年） ○学習参観・学級懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> ○月の生活目標での取組 ○児童の情報交換 	○運動会（社会性育成の視点）	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会への支援 ○学校運営協議会
6	<ul style="list-style-type: none"> ○月の生活目標での取組 ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○龍ヶ窪クリーン作戦 ○津南中等体験入学 ○いじめ見逃しがゼロ児童集会 ○心のアンケート② ○教育相談② 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しがゼロ児童集会（たよりで紹介）

7	○月の生活目標での取組 ○児童の情報交換 ○学校評価	○前期前半のふりかえり ○学校生活アンケート①	○学習参観・学級懇談会 ○学校評価①
8	○月の生活目標での取組 ○学校評価（前期） ○児童の情報交換	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成 ○学校評価結果の公開①
9	○月の生活目標での取組 ○児童の情報交換	○みらい教室 ○全校遠足 ○心のアンケート③ ○教育相談③ ○親善陸上大会	○祖父母参観 ○親善陸上大会への支援 ○学校運営協議会
10	○月の生活目標での取組 ○児童の情報交換	○マラソン大会 ○文化祭 ○小学校音楽交歓会	○文化祭への支援
11	○月の生活目標での取組 ○児童の情報交換	○心のアンケート④ ○教育相談④ ○いじめ見逃しゼロ児童集会 ○津南中オーブンスクール	○いじめ見逃しゼロ児童集会（たよりで紹介） ○個別保護者会（希望制）
12	○学校評価（後期） ○月の生活目標での取組 ○児童の情報交換	○学校生活アンケート② ○人権強調週間	○学校評価②
1	○月の生活目標での取組 ○児童の情報交換		
2	○月の生活目標での取組 ○児童の情報交換	○心のアンケート⑤ ○教育相談⑤ ○津南町小中学生スキーワークショップ ○全校アルペンスキーレッスン	○津南町小中学生スキーワークショップへの支援 ○全校アルペンスキーレッスンへの支援 ○学校運営協議会
3	○月の生活目標での取組 ○新年度計画立案 ○児童の情報交換	○年度のふりかえり ○卒業式	○保護者懇談会 ○学校評価結果の公開② ○卒業式

附則 令和6年3月改訂